

決 議

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として我が国を支えてきた力の源であり、水資源、エネルギー資源を守り、国土保全、都市住民のいこいの場、若者の教育の場の提供等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってきた。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか3パーセントの住民が守っている。

本年には新型コロナウィルスの感染拡大により全国的に極めて困難な状況に直面しているが、山村地域においても農林水産物の需要の減退、観光業・飲食業の不振など計り知れない打撃を被っている。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増しており、加えて本年のコロナ危機の影響もあって、多くの山村が存続の危機に瀕していると言っても過言ではない状況にある。

一方で近年の頻発する異常気象災害に対して、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再認識されつつあり、若者の田園回帰志向も強まっている。またコロナ危機に直面する中で、都市への人口集中の弊害が深刻に意識され、人口の地方分散の重要性が改めて認識されたところである。

こうした中で山村振興法により明確に示されている上記の多面的・公益的機能について更なる充実を図ることが重要であり、課題解決に取り組み、山村の活性化、自立的発展を図っていくことは、地方創生や国土保全につながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと言える。

国におかれでは、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図っていただくよう強く要望する。

記

1. 新型コロナウィルス感染防止対策と新たな社会の建設に取り組むこと。
1. 自然災害の被災地の復旧・復興、防災対策の充実強化を図ること。
1. 山村振興法を踏まえ、関係省庁の一層の連携強化のもと、山村振興対策を総合的かつ計画的に推進すること。
1. 振興山村における地域資源を活用する製造業及び農林水産物等販売業に供する機械・施設の取得に関する税制特例について、適用期限を延長すること。
1. 「山村活性化支援交付金」、「農山漁村振興交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」等山村地域活性化のための対策の充実・強化を図ること。
1. 森林環境税及び森林環境譲与税について計画に即した段階的な導入を確実に実施すること。
1. 「林業成長化総合対策」により、川上から川下に至る林業、木材産業の振興対策の拡充強化を総合的に図ること。
1. 鳥獣被害防止対策の充実・強化を図ること。
1. 道路、情報通信基盤の整備を計画的に推進すること。
1. 生活交通の確保等生活環境の整備を推進すること。
1. 保健・医療・福祉対策の充実・強化を図ること。
1. 学校施設整備、児童生徒への援助、体験活動推進等施策の充実・強化を図ること。
1. 地方交付税制度の充実・強化を図り、所要額を確保すること。
1. 貿易交渉及びその実施に当たっては、山村地域の主要産業である農林業に打撃を与えることのないよう、万全の対応をとること。
1. 道州制は絶対に導入しないこと。

以上決議する。